

浦安市自主防災組織による消火栓を使用した初期消火器具取扱要領

1. 概要

消火栓にスタンドパイプを差込み、ホースと管そうを結合することで毎分約100ℓ以上の放水ができ、軽量で操作も簡単な初期消火資器材です。

この資器材の活用により消防車両が接近できない狭隘道路や、震災等の災害時の初期消火に有効な活動ができます。

2. 消火栓とは

(1) 消火栓は消火活動に必要な消防水利の一種です。

消防水利とは、消火活動に使われる水源のことで、消火栓は公営水道の配水管に設置されています。

(2) 消火栓は蓋の色が黄色です。排水栓は青色です。

「消火栓は黄色」

「排水栓は青色」



2. 消火栓を利用した初期消火活動に必要な資機材

(1) スタンドパイプ

消火栓とホースを接続する器具。



(2) 消火栓鍵

消火栓の蓋を開閉する器具。



(3) 開閉金具

消火栓から水を出すためのバルブを開閉する器具。



(4) 媒介金具

スタンドパイプの径 65mm とホースの径 40mm を接続する器具。



(5) 管そう

ホースの先端に接続し、放水の開始・中止を行う器具。



(6) 消防用ホース

1本20m・径40mm



3. 消火栓使用及び訓練申請手続き

(1) 消火栓使用に必要な書類の提出

消火栓を活用した初期消火活動をおこなう自主防災組織は、前項の資機材が準備できましたら、「**資機材の管理者届出書**」別記第1号様式に必要事項を記入し、市役所総務部危機管理課まで提出ください。

(2) 訓練申請及び打ち合わせ

事前に訓練の日程調整及び内容等について、消防署予防係と打ち合わせを実施してください。

打ち合わせ時に申請書等の必要書類に記入をお願いいたします。

消火栓を使用する訓練では場所により、道路交通法第77条に定める道路使用許可の申請が必要になる場合があります。必要かどうか不明な場合は、管轄の警察署に相談してください。

(3) 訓練実施

別紙「消火栓を使用した初期消火器具の操作マニュアル」に基づき訓練を実施します。

訓練当日は、消防職員が出向き資機材の使い方や注意事項について指導いたします。

消火栓を利用した初期消火活動につきましては、危険が伴いますので年に2回程度は消防職員の指導を受けてください。

4. 留意事項

自主防災組織が消火栓を使用することができるのは、訓練及び火災発生時の初期消火活動に限られます。それ以外の目的で消火栓を使用することはできません。

また、次の(1)～(4)の事項に留意し消火活動を行って下さい。

(1) 訓練又は消火活動を行う操作員は安全管理員を含め5名以上で行って下さい。

(2) 断水時には、消火栓及び排水栓からの水は出ません。

(3) 火災発生時の初期消火活動は広域的な災害等により、当該自主防災組織の地域内で発生した火災に消防機関が対処できない場合とします。

(4) 自主防災組織が消火活動中に消防機関が後着した場合は活動を中止し、使用中の消火栓が火災現場直近であれば、消火栓の使用を消防機関と交代して下さい。